

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 22 回定例
2 月 17 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 2 月 17 日に教育委員会第 22 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 2 月 17 日（金） 開会 13 時 15 分
閉会 16 時 00 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
小野田 裕 之 教育政策課長
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
太 田 修 司 義務教育課人事監
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
渋谷 浩 史 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 静東教育事務所長
山 本 裕 洋 静西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
滝 尾 彰 彦 特別支援教育課主席主任人事管理主事

4 その他

(1) 46、47 号議案は原案のとおり可決された。

(2) 報告事項 1～6 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

12 月 2 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 46、47 号議案、報告事項 6 及び配付報告は人事案件であるため、
非公開としたいと思うが異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 46、47 号議案、報告事項
6 及び配付報告は非公開とする。

<非>第 46 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第 47 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>報告事項 6 平成28年度末校長退職者状況報告

※ 非公表

(会議の公開)

教 育 長： ここで会議を公開する。

報告事項 1 静岡県小学校英語指導者資格認定（LETS）実施要綱

教 育 長： 報告事項 1 「静岡県小学校英語指導者資格認定（LETS）実施要
綱」について林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 中学校で 300 名程度、小学校で 320 校で 306 名と少し足りないが、そ
れよりも偏在しているのではないかと思う。相当頑張って取り組まな
いとあぶないという状況なのか。

義務教育課長： 圧倒的に不足している。

藤 井 委 員： 600 から 650 人確保することに対して、この要綱でどの程度確保でき
るかという見通しは立っているのか。

義務教育課長： 新学習指導要領の完全実施まで、3 年間の猶予がある中、前回の改
定後、小学校 5、6 年生は活動型の外国語学習を行っている。授業実践
そのものを経験したことがないという教員は少ない。

渡 邊 委 員： 国の英語教育推進リーダーの研修を受けた教員は現在 4 人であるが、
この研修を受ける人を増やし、その研修を受けた人の研修を受けるこ
とを多くしなければならないと思う。現状の 4 人でカバーするのは難
しいという印象である。英語教育推進リーダーを増やすことについて、
考えはあるのか。

義務教育課長： 2点制約がある。1つは各都道府県に割り当てられている人数で、研修規模のキャパシティに制約があるためである。研修自体、内容の濃い研修で、候補者を選定することでも苦勞する。各年度で4名となる。3ヵ年で12名となる。その後、中核教員に対する伝達講習が25名を対象とするので12掛ける25で増えていく。中央研修への派遣人数を増やすことは、受け入れる側のキャパシティ、派遣される教員の負担も大きいことがあり、容易ではない。

渡 邊 委 員： 以前の資料に民間の英語学校の指導者「J社員」の資格が記載されたものがあつたと思うが、「J社員」の講習であつたら、週末の3週間程度で取得でき、小学校の教員が取得する場合、通常よりも時間数を少なく取得できると思つた。そういったやり方もあることを現場の先生方に伝えてほしい。英語教育推進リーダーの数が十分でないのであれば、個人の努力でやることのできることや、それに対する補助をするとかの方法も考えられると思う。

義務教育課長： 協議の中では資格の名前を明記したり、今回、〇〇の機能の中である程度想定している資格となる。この仕組みの周知の中で、例示として上げて、取得の促進についても検討していく。

渡 邊 委 員： 地域によっては「J社員トレーナー」を招いて、集団講習を受ければ割引になることもあるので検討を願う。

興 委 員： 要綱は何に基づいて定めるのか。規範となる規則や要綱があるのか。

義務教育課長： 法的な根拠はない。

興 委 員： 何もないのに要綱を定めるのか。

義務教育課長： 実施に当たっての手続き等を定めたもので法的拘束力はない。

興 委 員： ここで回答はいらないので根拠が必要かどうか調べてほしい。

義務教育課長： 根拠の必要はない。

興 委 員： なぜ英文のCertificateを出す必要があるのか、趣旨がわからない。いずれにしても「こういったものを交付する」という記載があつた方がよい。証明証を発行することが要綱には触れていない。

義務教育課長： 要綱の「4 推薦及び認定」の(2)に、認定証(様式第2号)を交付すると明記している。

興 委 員： 認定証という言葉を使っていてCertificateとなつているので、違和感がある。冒頭のShizuoka Prefecture Board of Educationは公用語として認められているのか。

義務教育課長： 認められている。

興 委 員： 認定事務に2つ問題があるが、「3 認定基準」に以下に定める基準の(1)又は(2)に該当する者を認定するとある。(2)には最初から2つ以上を満たす者と書かれており、2つ以上がダブっている。単純に以下に定める基準のうち、(1)又は(2)を満たす者とすればよいのではないか。また、(1)に国による英語教育推進リーダーとして認証された者又は認証予定の者とある。認証予定の者とあるが、認証する機関は県なのか。

義務教育課長： 県ではない。

興 委 員： 認証予定の者とは認証される予定の者なのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 認証された時点で認定証を発行すればよい。認証予定の者まで記載する必要があるのか。発行された時点で認定すればよいのではないか。よってこの部分は不要ではないかと思う。

義務教育課長： 認定基準に関して誤解があるようなので説明する。(1)の要件は1つでよい。(2)の要件は掲げてある要件のうち2つ必要となる。

興 委 員： (2)で2つ要件が必要と書いてある。

義務教育課長： (2)は2つ要件が必要となる。前回配付した要綱から修正しているが、委員手元の資料は今回配付の要綱か。

興 委 員： 前回配付の要綱であった。修正されていたことを確認した。英文で認定証を出すことには、違和感がある。

義務教育課長： 国は英文で発行している。県があえて日本文で出す理由はない。

興 委 員： そうであるならば、本文に認定証(様式第2号)に英文も表記してはどうか。

義務教育課長： 基本的に認定証は当該語学試験の言語で書かれている。

興 委 員： 要綱に併記したらどうか。

義務教育課長： 検討する。

渡 邊 委 員： LETSの資格を取ったため、英語教育をその教諭が全て行わなければならない雰囲気为学校で生じないか懸念する。現場でLETSを取得した先生に負担が掛からないような配慮が必要だと思う。「全小学校教員が取り組むべきものだ」と周知されるべきである。

義務教育課長： 大きな課題である。650という数値を示した背景には、1校に1名以上配置したいという狙いがある。1名しか配置できないとその一人に負担が集中してしまう。可能な限り複数配置して英語教育推進体制を充実したい。

渡 邊 委 員： 2030年にはもっと広がる可能性がある。全小学校の教員がLETSの資格を取得するぐらいの取り組みだと周知してほしい。

教 育 長： 教育監に伺う。校長や教頭はそのような意識はあるのか。公の研修、学校内で空いている時間を活用して研修するなど考えているのか。

教 育 監： この研修を含めこういった資質向上に取り組む前に、現状抱えている「多忙化」の解消をしなければならない。校長や教頭が意欲をもって取り組んでも、研修に対し教員が向き合うことは、理屈では分かっているけれども難しい状況がある。現在取り組んでいる「学校夢プロジェクト」など、多忙化解消に向けた取組をしっかりと実行していかないと、実効性を伴うものにはならないと考える。これ以外にも英語能力の高い方の養成・採用について、始めているものもある。また、市町はALTを独自で増やしていくことも行っている。先生方の研修時間の確保など他の事業も含め、どう構成していくのか、この1、2年で丁寧に行っていかなければならない。以前、話題となったが、平成30年に

は免許更新のピークとなるなど諸課題もある。学校ではそのあたりのタイムスケジュールも含め検討している。

興 委 員： 渡邊委員が指摘したことは重要である。本日の報告では要綱だけを決めたことに違和感がある。背景、目的、概要、スケジュールなど教育の対応の問題を明記し、基本的に小学校なので教員が努力されることが期待される。しかし、限界があることは受け止めて、特異な方々に資格を与えて執行していくとすれば、政策が見えてくる。そこが大事である。要綱だけ決めてしまうとそれだけで走ってしまう。要綱を決めることもよいが、「静岡県小学校英語指導にあたって」などのタイトルでポリシーを決めて、その中に位置づけてはどうかと思う。もう1点、認定基準の(1)に「認証予定の者」を含める理由がわからない。

義務教育課長： 平成29年以降、順次、英語教育推進リーダーを国に派遣するが、実際に研修を受けた後、授業実践をしなければならないので2ヵ年掛かってしまう。それまでの間、LETSの対象者として認めていくということである。

興 委 員： 英語教育推進リーダーの認証を受けた者を認定するのが筋であって、義務教育課長の説明では研修中の者を認定するように見えるので、認証予定の者を含めることは厳正に考えた方がよい。

義務教育課長： 検討する。

藤井委員： 新規で取り組むことなので要綱を定めることは必要である。一旦認定されれば、一定期間後に更新をする必要はないのか。

義務教育課長： 委員協議会でも触れたが、10年経過すると事情は変わっていると想定している。新しい教育課程で教員となる方は、LETSの認定を受けるまでもなく、英語を教えることができる。また、次の改訂で英語の扱いがどうなるのかはわからない。

藤井委員： 説明のあった制度や環境面の変化による見直しは必要だと思うが、極端な例であるが、TOEICで890点取った人でも、米国人や英国人と会話できない人はいる。認定後、5年程度したら再評価はしなければならないと思う。ただ、再評価について、現段階で制度として決めることは難しいので、課題として捉えておく必要はある。

義務教育課長： 重要な指摘である。見直し規定を検討していく。

興 委 員： この制度はあくまでも暫定的措置である。長期にわたることは無いとすれば、見直し規定を入れる必要はないと思う。暫定措置なので、1回認定すればそれでよしとするのが筋ではないか。10年という期間はカバーされる範囲内だと思うので必要ない。それらを含めた全体の事業となればよい。

義務教育課長： 今回の報告内容は要綱だけである。当然、県としての小学校英語教育体制事業の一部である。

興 委 員： そのように含めれば腑に落ちる。

斉藤委員： 暫定措置であるが、将来は教育学部を卒業して、小学校の教員になる方は、全員英語を教えることができるようになるという時代が必ず来

るが、たまたまその時に居合わせた不利益をこうむることがないようにした方がよい。LETSの資格を多くの教員が取得し、ギャップが際立たないようにしなければならない。一方、多忙化解消は待ったなしの状況なので、極力、事務仕事は無くしていくことを教育委員会内でも考えていかなければならない。学校現場でもそのようにしないととても受け入れることはできない。

興 委 員： 小学校教諭になろうとする時、英語の習得が障壁となり、小学校教諭になりにくくなるのではと憂慮する。そういった懸念はないのか。

渡 邊 委 員： 英語が苦手な方は大学に入学できない。

興 委 員： 教える観点からの能力を問うているのである。

義務教育課長： 中教審教育課程部会長を務めた武藤氏とその案件について話をした。小学校の英語で教えることは深い専門性でなく、英語に親しむことだとおっしゃっていた。高い専門性がなければ小学校教諭になれないということではないので、懸念するほどのことではない。

渡 邊 委 員： 小学校英語はこの程度の教え方で十分だと示すと安心する小学校の先生は多くいる。場合によっては日本語で補足することや、担任の先生ができることもたくさんある。難しく考えず、自分でもできるんだという実感をもってもらうという意味でもLETSのプログラムは、様々な方が触れていく意義がある。考え方のギャップを埋めていくということになるのか。

教 育 長： 新聞等でも大きく取り上げられているので、教員を志す方は当然理解していると思う。そう心配しなくてもよいが、戦略的に対応していかなければならない。県教育委員会と市町教育委員会がタッグを組んで取り組んでいくべきである。

教 育 監： 養成と採用それぞれの段階、また暫定的な措置という点で状況は変わってくる。ハードルという点はこれから議論されてくると思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 第3回静岡県就学前教育推進協議会

教 育 長： 報告事項2「第3回静岡県就学前教育推進協議会」について林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 就学前推進協議会報告資料について、いろいろと調査をしているようであり参考になる。資料39ページに「静岡県就学前教育推進協議会について(案)」とあるが、義務教育課と幼児教育推進室の関係である。分掌室で室を作ったと思うがどうか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 幼児教育の関係は、幼児教育推進室長が所掌しているのではないのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 義務教育課長が全面的に対応することの可否があると思うが、幼児教育推進室長を前面に立ててもよいかと思うがどうか。

義務教育課長： 本来であれば幼児教育推進室長が説明すべきところであるが、本日は賀茂地域へ出張しているため私が説明している。

興 委 員： 説明でなく資料の組織欄に、委員長が教育監となり、副委員長が義務教育課長となっている。分掌されている限り幼児教育推進の問題に関しては、幼児教育推進室長の権限となると思う。

義務教育課長： そのとおりである。

興 委 員： その上で義務教育課長が前面に出ているので整理として問題はないのか。また、1 ページに「参加者」と書いてあるが、協議会は「参加者」でなく「構成員」だと思う。構成員の場合、たまたま講師の人が参加するのでなく、協議会構成員として指名するのではないかと思うが、整理をしてほしい。特に推進協議会の資料を作成したのが、静岡大学教職大学院の島田氏が長となってまとめていると思うので、「講師」という表記に違和感がある。

義務教育課長： 役職が講師である。

興 委 員： 講師というのはよい。島田氏を「構成員」にした方がよい。参加者となっているが構成員ではないのか。

義務教育課長： 単なる表記の問題なので、後で整理する。

教 育 監： 事務的にこういった調査はしていない。それは幼稚園、保育園、こども園、公立、私立と複雑であったためで、初めて本県がこういった調査を行った。9 ページのチャートも課題の所在が明確になっているが、幼稚園と小学校の関係だけである。保育園や認定こども園はどうかというと、データはある。接続の問題も見えて調査の価値も出てくる。島田先生が分析しているところである。興委員が指摘した1 ページの参加者であるが、これは協議会とは別に、分析会をどういったメンバーで行ったかということである。

興 委 員： 参加者でなく協議会の構成員と表記した方がよい。単なる記載の仕方ではなく、位置付けを与えている。だから作業の結果をまとめた。この成果は素晴らしいと思う。協議会というものを明確に位置付けることが必要である。副委員長に義務教育課長を充てることが悪いということではなく、静岡県就学前教育推進協議会の所掌事項は幼児教育推進室長に委ねている以上に何かあるのではないか。そういった観点から、幼児教育推進室長が副委員長になる方がよいのではと思った。所掌事項を明確にすれば筋は通る。

斉 藤 委 員： 円滑に接続をするという意味ではやることは多いが、保護者の立場から言うと、私の娘は横浜で仕事をしており、保育園と幼稚園に通っている孫がいる。来年度、1 年生となる。横浜の公立小学校に入学するが、放課後、その学校の学童保育で受け入れられないということで、仕事が続けられないということで悩んでいる。民間事業者が送迎付き

でみてくれるので、そこに頼むことになりそうだが、費用が高い。切実な状況がある。静岡県の場合、仕事を持った母親がどの程度いて、家に子供の面倒を見てくれる祖父母がいる家がどの程度あるのか。円滑な接続ということが、こういった問題とは別にハードウェアの問題としてあるのではないか。

興 委 員： 横浜では保育園に通っているのか。幼稚園に通っているのか。

斉 藤 委 員： 幼稚園に通っている。小学校に入学するが、1年生は午後早い時間に下校となるが、母親は夜まで仕事である。

興 委 員： 東京都の場合、1，2年生の受け皿となる制度が学校の中にある。私の孫はその枠を使って、学校が終わっても学校の中で対応できるようになっている。

斉 藤 委 員： 地域によって受け皿のないところは非常に困る。民間は学校まで迎えにきて、自宅まで送ってくれるシステムだが、料金が安い。静岡県におけるニーズはどういった状況なのか。

義務教育課人事監： 静岡県では放課後児童保育はほとんどの学校で設置されている。特に低学年の子供たちは概ね入ることができる。高学年まで枠を広げたので、高学年は入れない子供がいる。

斉 藤 委 員： 100パーセントに近いのか。

義務教育課人事監： そのように認識している。

渡 邊 委 員： 9ページの図をみて、意識の差がこのようにあるのだと参考にしている。現場レベルで今後どうするのかはあると思うが、保護者や地域の方にも的確な形で情報共有して、学力学習状況調査の時のように、それぞれの立場で情報共有してほしい。

教 育 監： 協議会メンバーの話となるが、各団体の方々が入っており、健康福祉部や文化・観光部の団体も含まれている。子供たちの生活のことなど、力を入れて取り組まなければならないが、特別な支援を必要とする子供たちの幼から小、あるいは就学に向けた指導などについて、意見交換がなされなければならないと自覚している。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

報告事項3 平成29年度事務局等組織の改編

教 育 長： 報告事項3「平成29年度事務局等組織の改編」について北川教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 6ページの指導監と人事監のことである。下段に主な業務が記載されているが、ともに「各学校長、市町教育委員会その他の関係機関との総合調整」と同じ業務である。指導と人事で分かれているが、類似の業務を行うにあたり、谷間ができてどちらも責任を負わないというこ

とが無いようにしてほしい。

教育総務課長： 表記が分かり難いが、例えば指導監であるが、上段の教科指導等の業務について各学校と市町教育委員会との総合調整ということである。

藤井委員： 鮮明に業務は分かれているということか。

教育総務課長： そうである。

興委員： 健康体育課を分掌して全国高校総体推進室を設置することについて、外面的にはよくわかるが、健康体育課本体に残る部分と、推進室を分離して、全体としてどういった組織体制にするのか出すことが必要である。推進室だけ特記して出すと、健康体育課全体が見えない。健康体育課の一部が移管されるということだと思う。学校現場を所管している人を併任で充てるという説明であったが、推進室だけを記載するのでなく健康体育課全体を示す必要がある。指導監、人事監の問題は仕事を分掌させるのではなく、専門的にそれを見てもらうことだと思う。推進室の室長というような立場でなく、人事や指導の面で専門的に特に仕事を担当するというだけである。義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の指導監、人事監の全体の組織体制が分かるように明確にしてほしい。班について、班体制になじまない担当は引き続き存置とある。班体制になじまないものとして、局付、青少年施設の1人総務担当等とあるが、具体的になじまないとはどういう意味か。

教育総務課長： 局付は現在3名いる。班に属するというより、教育委員、教育長、教育次長、教育監と教育委員会事務局に属するので、担当として業務を執行した方がよいということである。青少年施設については会計等の総務事務を執行するのがその施設で1人だけなので、担当として残し、所長補佐の直轄としている。

興委員： 班の中に包含できないということか。

教育総務課長： そうである。

興委員： 組織体制論としてわかるような整理が必要である。班を作ることと、担当という整理は似ている概念だと思うが、あえて班を作る意味はどういったことか。

教育総務課長： 担当という呼び方をして、例えば「主幹」という呼び方をしたり「主席指導主事」と呼んでその担当のチーフ的な役割を担ってもらっていたが、班体制として「班長」と明確に位置付けて、班単位で班長に責任を持たせるということである。

興委員： 静岡県知事部局でも班体制であるとの説明であった。本来は担当のラインに、課長代理や課長補佐を置いてやると思うが、主幹は班長に相当するのか。

教育総務課長： 班長の下に主幹がいる場合は少ない。

興委員： 班長は課長補佐級となるのか。

教育総務課長： 班長は主幹級となる。

興委員： その下に主査や主任がいるのか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 主幹が担当のキャップということは今現在あるのか。

教育総務課長： ある。

興 委 員： 班体制にしなければならないのかは、知事部局に先例があるからということではなく、必然性が分かるように明記してほしい。班になじまないということで局付というポジションが、教育長等の秘書的な立場になっているが、局付という立場は教育委員会全体を俯瞰する上で重要な位置であり、そういった班があってもよいのではと思った。今の点を整理して3月15日に説明してほしい。

教育総務課長： 今までは課長、課長補佐がおり、その下に班長が配置され主幹や主席がいた。間に班長がいる組織をフラットにして、直接それぞれの班で責任を持ってもらう体制とした。

興 委 員： 課長補佐を各班の班長とする方法もあろう。そういったことも踏まえて、分かやすい組織体制にする努力をしてほしい。

教 育 監： 興委員が御指摘したことは、教育行政のあり方検討会でも議論されたことがこういった形となってきた。もう一点、現在、教員育成が検討されているが、管理職の育成を考えた場合、経験や経歴をどういった形で位置付けていくのかを意識しなければならない。

興 委 員： 教育委員になる以前から、教員が教育委員会事務局の指導主事であるとか、指導主事でなくとも事務局に配属されることが悪いということではなく、適材適所に人材を配置することが大事であって、教育の実を挙げる上で、そういった戦略は必要であると申し上げている。その意味でも事務局にいる教員の数を単純に減らせばいいということではないと再三申し上げた。教育監の話したことは、事務局にいる教員が校長等の管理職として現場に配属される際、活かされる形でないといけない。単に教育機関として事務局に配属されることはよくない。有意な人材であり、かつ経験豊かで貢献が期待されるから、教育委員会事務局に入ってもらい、その成果をさらにパワーアップして現場に戻るとは大事なことである。それが見えてくる養成体制が必要で、そのためには教員の方が、マネージャーとして、班長として貢献できるかどうかは大事なことである。そういった意味で人事ローテーションを明確にした上で、組織を位置付けることが必要で、説明を聞いた限りでは、そのような点が見えてこないなので意見を申し上げたのである。

教 育 監： 学校3課に人事監、指導監を配置し特化している。

興 委 員： 「監」と「室長」は違う。「監」は特定的な業務となるので、「監」の下にはスタッフは多く付かないと思う。室長には課長のやっている仕事が全てシフトし、分掌されるので、そのあたりも含めて分かるようにしてほしい。

教 育 長： 十分にそのあたりも検討しながら取り組んでいる。ただし、いつまでもミックスしているわけにはいかない。他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

報告事項4 静岡県学校給食ガイドライン

教 育 長： 報告事項4「静岡県学校給食ガイドライン」について福永健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 前回の説明から何が修正されたのか資料から分からない。口頭での説明もさることながら、資料内にアンダーラインを引くとか、色字を使うなどの配慮がほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項4を了承する。

報告事項5 スポーツ人材活用推進事業（人材バンク）の実施状況

教 育 長： 報告事項5「スポーツ人材活用推進事業（人材バンク）の実施状況」について福永健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： ホームページ自体はこれでよいが、ホームページの存在や、人材バンクに取り組んでいることが、県内一般に周知されているか。

健康体育課長： これから周知していく。

藤 井 委 員： そのためにはホームページだけでは足りない。ホームページの存在も含めた周知活動が必要である。

健康体育課長： 体育協会と連携し、競技団体への説明会や、体育施設へのパンフレットの配架をして周知を図る。

藤 井 委 員： そういったことを新聞記事にすればよい。

興 委 員： スポーツ人材活用推進について、なぜこういった形で行うのか、教育委員会のメッセージを打ち出して、この中で審議すると何をやっているのか見えてくる。この資料を前面に出してウェブに挙げれば全体が見えてくる。今回は報告事案であり、審議事項ではないが、報告の挙げ方の改善を求めたい。取組としてはニーズを捉えて、プロGRESSが出ているのはありがたい。

教 育 長： ホームページをアピールしてこちらに入ると分かり易い。静岡県は東京オリンピック・パラリンピック、高校総体、自転車競技の世界大会を控えている。ある意味、体育・スポーツを教育委員会は先導しているので、もう少しアピールした方がよい。

教 育 監： この制度を始めるとき、子供たちのスポーツや部活動等の課題は色々と挙がっていた。最初はスポーツだけでなく、文化的な芸術的な活動も含めるべきか検討したが、何処まで広げて何処までできるかが見えなかった。小さく生んで大きく育てるということで、担当は調整を取っている。興委員の指摘された全体像をどう見るかということも必要である。教員だけの問題でなく、万が一の事故に対する対応や、多忙

化などもあるので、お示ししていく。

興 委 員： 実践委員会でも話題となるが、スポーツだけでなくその他の分野も含めて、ステップバイステップで、スポーツから始まることに異論があるわけではないので、そこを見せていくのが静岡県として重要である。

渡 邊 委 員： ホームページでスポーツ人材として登録したいとオファーがあった場合、その方の審査はどのように行われるのか。

健康体育課長： 10 ページにあるが、認定条件をいくつか設けてある。資格を保持している、又は体育協会の推薦を貰っている、学校での指導実績があり、校長の推薦があるなどが必要となる。指導者なので信頼できる方でないとならない。また、研修会も実施しており、受講してもらうなどの条件をクリアした上での登録となる。

渡 邊 委 員： 外部人材が入ると、部活動の活動日数が多くなったり、時間が長くなったりと、指導者の熱意と現場のニーズがかみ合わないということも聞き及ぶ。引き続き丁寧な対応をお願いする。

健康体育課長： そのあたりの対応はコーディネーターに入ってもらおう。

興 委 員： 指導者登録・登録期間2年となっている。推薦するとなつて、万が一不祥事等の問題が起こった時、推薦されるものの責任問題ということと活動に対する対価に対する報酬は払わないのか。

健康体育課長： 払わない。

興 委 員： ボランティアとしての活動を期待しているのか。

健康体育課長： 派遣先と派遣を受ける方との契約となる。

興 委 員： 先方との間で協議は可能なのか。

健康体育課長： 協議し、合意の上での派遣となる。

興 委 員： スポーツ人材活用推進に当って、そういったことも分かる記載が前段にあった方がよいと思う。認定という行為は重く、勝手にできるわけでない。認定にともなう責任が認定側にあると思うので、そのあたりも含めて検討が必要である。

教 育 次 長： なぜ、今頃そのような議論になるのか。平成 26 年度に地域とともにある学校づくり実践委員会の報告書の中で、地域人材をどう活用していくかということが最初に指摘され、平成 27 年度地域とともにある学校づくり実践委員会の中で、議論の過程を委員の皆さんの何人かに聞いてもらい、その間の総合教育会議でもこの議論はしている。その答えとしてこの事業があると認識している。ここには明確に書いていないが、最終的には中学を主要ターゲットとして、高校の部活動に関する先生の多忙化問題が動機付けとしてある。高校を前面に出さない表現にしてあるが、それは御推察されている通りである。この中で一番議論となったのが、責任論、事故の問題、質の問題でそこに比重をかければかえるほど人数は減るだろうということである。責任論のハードルを下げれば下げるほど人数は確保できる。一番懸念したのは、300 校程度の中学校をカバーするためにおそらく 1000~2000 人程度の人材を確保しなければならないといった時、ある程度の線で収めなければな

らないということになった。苦しいところだが、塀の外に落ちないようにすればするほど人材バンクは発展していかない。ある程度、リスクテキングしながらやらなければならないと思っている。その先に文科省が既に提示している「部活動指導員」がもしかすると「職」として設定されるかもしれない。そこまでの間、地域人材をどう活用していくかである。責任論について、人材派遣というより、一定の質の保証は体育協会で作ってもらうが、その任用は各中学校、高校が責任を持っていかなければならないと思う。法的な理屈を超えて、認定した体育協会は非難を浴びるだろうが、絶対保障できないからといって認定しないということはないというのが我々の本音である。

興 委 員： 教育次長が話したことは重々承知しており、総合教育会議でもそれなりの対価を支払って責任を持たせるべきだと意見している。その後、本日の資料として実施状況が上がってきている。そこを整理したポイントを分かり易く記載することは判断する上で、必要である。取組状況として体育協会が上がってくれば腑に落ちる。その議論はやってきたが、何が今日の段階でファイナルステージなのか見えない。教育次長が話したように、対価を支払うことは責任論がともなうので、おのずと人数が減ってくるということは分かる。最終的にこういった方向だと言ってくればわかる。

教 育 次 長： 藤井委員からPR方法について御指摘があったが、健康体育課長から説明があったように、競技団体、体育協会のルートだけで人を探そうとすると、狭い世界になってしまう。この制度の説明をした時、東海道沿線以外の教育長から、「東海道沿線の学校は救われるが、それ以外の市町には人はこないだろ」と言われた。賀茂地域や北遠地域である。競技団体だけで人材を発掘するには限界がある。バレーや野球をやっていたが、現在サラリーマンでやる気はある、そういった人材をどう掘り起こしていくかが鍵となる。

興 委 員： そういった説明があれば良い議論となるが、それがなくてこういったアプローチとなることはよくない。

教 育 監： こういった外部指導員が起こしてしまう事故は一般の教員が起こしてしまう場合と違う。体罰だけでなく様々な情報が入ってくる。現行の制度でも、実際に学校長が外部指導者にどうやり取りをするのか、こういったことを求めているのか、指導の場面に外向いたりすることも必要である。整理して徹底、周知することも考えていく。

興 委 員： 認定するのは誰なのか見えてこないもので、落としどころを明確にすれば全体が見えてくる。そういった努力をしてほしい。

藤 井 委 員： 県外の方も対象となるのか。

健康体育課長： 対象である。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項5を了承する。